

8 沿道修景に関する協定及び覚書

(1) 一般国道 10 号及び 220 号の沿道修景に関する協定書 外

県内の各関係機関との連携を強化し、沿道修景美化を推進するため、以下の協定等を締結しています。

- ・ 一般国道 10 号及び 220 号の沿道修景に関する協定書【P. 82】
- ・ 一般国道 10 号の沿道修景に関する協定書【P. 84】
- ・ 一般国道 220 号宮崎南バイパスの修景植栽地管理に関する覚書【P. 86】
- ・ 一般国道 220 号宮崎南バイパスの修景植栽地管理に関する覚書の運用について【P. 87】
- ・ 日南海岸国定公園ロードパーク完成のための協定書【P. 88】
- ・ 日南海岸国定公園ロードパーク完成のための協定廃止について【P. 89】
- ・ 宮崎駅西口駅前広場管理協定書【P. 90】
- ・ 宮崎佐土原線（一ツ葉有料道路）公共併用区間の維持管理に関する覚書【P. 96】
- ・ 宮崎佐土原線（一ツ葉有料道路）公共併用区間の維持管理に関する覚書に基づく確認書【P. 98】
- ・ シーガイアインターチェンジの維持等に関する協定【P. 99】
- ・ 「シーガイアインターチェンジの維持等に関する協定」の確認事項【P. 100】
- ・ 一般国道 220 号宮崎市市街地の修景植栽地の管理に関する覚書【P. 101】
- ・ 一般国道 220 号堀切峠付近（18k800m～19k100m）のフェニックス補植に伴う維持管理に関する覚書【P. 103】

一般国道 10 号及び 220 号の沿道修景に関する協定書

昭和46年4月1日締結

昭和50年8月1日改正

平成 5年4月6日改正

平成18年4月3日改正

建設省宮崎工事事務所(以下「甲」という。)と宮崎県(以下「乙」という。)とは、一般国道10号及び220号の沿道修景について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 甲は、一般国道10号及び220号のうち、次の区間(以下「管理区域」という。)の国の所有に係る街路樹の管理及び管理区域内の路側の除草及び清掃美化を行い、乙は、管理区域の乙の所有に係る沿道修景用植物及び街路樹の管理を行うものとする。

(1) 一般国道10号

児湯郡都農町大字川北字中尾町境から都城市平塚町県境までの区間

(2) 一般国道220号

宮崎市橘通3丁目から串間市大字高松県境までの区間

(事業計画の協議等)

第2条 甲と乙は、沿道修景及び道路の新設、改築等の事業計画について、年度当初及び随時に打合せを行い、作業の円滑な実施を図るものとする。

(道路工作物の保護)

第3条 甲と乙は、沿道修景事業に起因して道路工作物に損傷を及ぼしたときは、各自の責任において、工作物の原状回復及び保護の措置をとるものとする。この場合において、当該措置に伴う作業が軽易なものであるときは、道路法(昭和27年法律第180号)第24条及び第32条の道路管理者の承認又は許可を要しないものとする。

(沿道修景用植物の移植等の措置)

第4条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、乙に工事の中止、沿道修景用植物の移植及び撤去等適切な措置を求めることができる。

(1) 道路に関する工事(道路法第12条の国道の新設又は改築、第13条第1項の国道の維持修繕、第22条第1項の道路に関する工事又は道路の維持、第23条第1項の工事、第24条の道路に関する工事又は道路の維持、第32条及び第35条の道路の占用並びに第10条の道路の現状回収をいう。)が生じた場合。

(2) 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合。

(原状回復等)

第5条 沿道修景用植物及び街路樹が、災害又はその他の行為により被害を受けた場合は、甲乙各自の責任において、原状回復を行うものとする。

(管理の状況調査)

第6条 沿道修景の管理の徹底を図るため、甲乙合同で、随時、管理区域のパトロールを実施し、相互の連絡を図るものとする。

(協議)

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又は、この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成18年 4月 3日

甲 宮崎市大工2丁目23番地
国土交通省宮崎河川国道事務所長

乙 宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県知事



国道 10 号都農町川北都農バイパス



国道 10 号都農町心見



国道 10 号川南町鬼ヶ久保



国道 220 号宮崎市中村交差点

一般国道10号の沿道修景に関する協定書

平成5年4月6日締結

建設省延岡工事事務所(以下「甲」という。)と宮崎県(以下「乙」という。)とは、一般国道10号の沿道修景について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 甲は、一般国道10号のうち、次の区間(以下「管理区域」という。)の国の所有に係る街路樹の管理及び管理区域内の路側の除草及び清掃美化を行い、乙は、管理区域の乙の所有に係る沿道修景用植物及び街路樹の管理を行うものとする。

東臼杵郡北川町大字川内名字鑑県境から日向市美々津町大字高松事前の原市境までの区間

(事業計画の協議等)

第2条 甲と乙は、沿道修景及び道路の新設、改築等の事業計画について、年度当初及び随時に打ち合わせを行い、作業の円滑な実施を図るものとする。

(道路工作物の保護)

第3条 甲と乙は、沿道修景事業に起因して道路工作物に損傷を及ぼしたときは、各自の責任において、工作物の原状回復及び保護の措置をとるものとする。この場合において、当該措置に伴う作業が軽易なものであるときは、道路法(昭和27年法律第180号)第24条及び第32条の道路管理者の承認又は許可を要しないものとする。

(沿道修景用植物の移植等の措置)

第4条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、乙に工事の中止、沿道修景用植物の移植及び撤去等適切な措置を求めることができる。

- (1) 道路に関する工事(道路法第12条の国道の新設又は改築、第13条第1項の国道の維持修繕、第22条第1項の道路に関する工事又は道路の維持、第23条第1項の工事、第24条の道路に関する工事又は道路の維持、第32条及び第35条の道路の占用並びに第40条の原状回復をいう。)が生じた場合。
- (2) 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合。

(原状回復等)

第5条 沿道修景用植物及び街路樹が、災害又はその他の行為により被害を受けた場合は、甲乙各自の責任において、原状回復等を行うものとする。

(管理の状況調査)

第6条 沿道修景の管理の徹底を図るため、甲乙合同で、随時・管理区域のパトロールを実施し、相互の連絡を図るものとする。

(協議)

第7条 この鵬定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの鵬定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成5年4月6日

甲 延岡市大貫町1丁目2889番地
建設省九州地方建設局
延岡工事事務所長

乙 宮崎県橘通東2丁目10番1号
宮 崎 県
宮 崎 県 知 事



国道 10 号延岡市北川町市棚



国道 10 号日向市金ヶ浜

一般国道220号宮崎南バイパスの修景植栽地管理に関する覚書

昭和54年12月17日締結
平成 5年 4月 6日改正

建設省宮崎工事事務所(以下「甲」という。)と宮崎県(以下「乙」という。)とは、一般国道220号宮崎南バイパスの修景植栽地の管理について、次のとおり覚書を交換する。

(目的)

第1条 甲と乙は、一般国道220号宮崎南バイパスの国の所有に係る修景植栽地の管理を行い、沿道の修景美化を推進するものとする。

(用語の定義)

第2条 この覚書において、修景植栽地とは、中央分離帯及び路側植栽地をいう。

2 この覚書において、修景樹木等とは、修景植栽地に植栽された樹木、草花及び芝をいう。

(管理)

第3条 乙は甲と共に、次の区間(以下「管理区域」という。)の修景樹木等及びスプリンクラー施設の管理を行うものとし、管理区分については、別に定めるものとする。

一般国道220号の宮崎市の中村交差点から宮崎市熊野交差点までの約10キロメートル。

2 管理の徹底を図るため、甲・乙合同で臨時管理区域のパトロールを実施し、相互の連絡を図るものとする。

(事業計画の協議等)

第4条 甲と乙は、年間の事業計画について、年度当初及び随時に打合せを行い作業の円滑な実施を図るものとする。

(道路工作物の保護)

第5条 甲と乙は、管理に起因して道路工作物(修景樹木等は除く)に損傷を及ぼしたときは各自の責任において工作物の原状回復及び保護の措置をとるものとする。

(修景樹木等の移植等の措置)

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、修景樹木等の移植及び撤去等の適切な措置を乙に通知のうえ行うことができる。

(1) 道路に関する工事(道路法第12条の国道の新設又は改築、第13条第1項の国道の維持修繕、第22条第1項の道路に関する工事又は道路の維持、第23条第1項の工事、第24条の道路に関する工事又は道路の維持、第32条及び第35条の道路の占用並びに第40条の道路の原状回復をいう。)が生じた場合。

(2) 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合。

(協議)

第7条 この覚書に定める事項について疑義が生じた場合又は、これを覚書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成5年4月6日

甲 建設省宮崎工事事務所

宮崎工事事務所長

乙 宮 崎 県

宮崎県土木部長

一般国道220号宮崎南バイパスの修景植栽地 管理に関する覚書の運用について

建設省宮崎工事事務所(以下「甲」という。)と宮崎県(以下「乙」という。)とは、一般国道220号宮崎南バイパスの修景植栽地管理に関する覚書(以下「覚書」という。)の運用について、次のとおり交換する。

1. 覚書第3条の1の管理区分は次のとおりとする。
乙は、次の管理を行う。
 - (1) 修景樹木等の施肥、剪定、病虫害防除及び軽微な補植(主として低木等)並びに除草。
 - (2) スプリンクラー施設の通常の点検整備及び軽微な修繕。甲は、次の管理を行う。
 - (1) 修景樹木等の補植で乙が行う以外の補植及び他の直植国道で通常行う除草。
 - (2) スプリンクラー施設の乙が行う以外の修繕及び機器の更新、並びに電気料及び水道料。
 - (3) その他乙が行う以外のもの。
2. 修景美化を推進するために新たに植栽する場合は、覚書第4条に基づき別途協議するものとする。
3. 甲と乙は、別冊の植栽台帳を保管し、新に植栽した場合又は、覚書第6条で措置した場合は、必要な事項を植栽台帳に記載するものとする。
4. この覚書の運用について定める事項について、疑義が生じた場合又は、この覚書の運用について定める事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

この覚書の運用についての成立を証するため、本書2通を作成し甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

昭和54年12月17日

甲 建設省宮崎工事事務所
宮崎工事事務所長

乙 宮 崎 県
宮崎県土木部長

日南海岸国定公園ロードパーク完成のための協定書

昭和46年 4月 1日締結
昭和50年 8月 1日改正
昭和59年10月13日一部変更
昭和元年 9月19日一部変更
平成 5年 4月 6日改正

建設省宮崎工事事務所(以下「甲」という。)と宮崎県(以下「乙」という。)と宮崎交通株式会社(以下「丙」という。)とは、一般国道220号をロードパークとして完成することについて、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 甲乙丙は、一体となって一般国道220号のうち宮崎市熊野交差点から日南市新鶴戸トンネル北口までの区間(以下「管理区域」という。)をロードパークとして完成するため、それぞれ次の業務を行うものとする。

- (1) 甲管理区域の道路管理及び修景事業の一部
- (2) 乙沿道修景美化のための行政指導及び管理区域の修景事業の一部
- (3) 丙管理区域の修景事業及び清掃事業の一部

(沿道修景の方法)

第2条 丙は、沿道の修景を行う場合には、道路法(昭和27年法律第180号)及び自然公園法(昭和32年法律第161号)を厳守し、甲及び乙の指示に従うものとする。

(協力)

第3条 甲及び乙は、丙の修景事業が円滑に推進されるよう協力するものとする。

(事業計画の協議等)

第4条 甲乙丙は、沿道修景及び道路の新設、改築等の事業計画について、年度当初及び随時に打合せを行い、作業の円滑な実施を図るものとする。

(管理の状況調査)

第5条 沿道修景の管理を図るため、甲乙丙合同で随時、管理区域のパトロールを実施し、相互の連絡を図るものとする。

(協議)

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又は、この協定に定めのない事項については、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成5年4月6日

甲 宮崎市大工2丁目23番地
建設省宮崎工事事務所長

乙 宮崎市橋通東2丁目10番1号
宮崎県知事

丙 宮崎市大淀3丁目4番26号
宮崎交通株式会社取締役社長

日南海岸国定公園ロードパーク完成のための協定廃止について

国土交通省宮崎河川国道事務所(以下「甲」という。)と宮崎県(以下「乙」という。)と宮崎交通株式会社(以下「丙」という。)とは、甲と乙と丙が昭和46年4月1日付けで締結した日南海岸国定公園ロードパーク完成のための協定を廃止する。

なお、丙は、甲又は乙の管理区域に植栽している丙所有の樹木をその区域の管理者に無償にて譲渡するものとする。

協定廃止の成立等を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙明記押印の上、各自1通保有するものとする。

平成18年 4月 3日

甲 宮崎市大工2丁目39番地
国土交通省宮崎河川国道事務所長

乙 宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮 崎 県 知 事

丙 宮崎市大淀3丁目4番26号
宮崎交通株式会社取締役社長



道の駅フェニックス付近

宮崎駅西口駅前広場の管理運営に関する協定書

宮崎駅西口駅前広場(以下「広場」という。)の管理運営にあたり、宮崎県(以下「甲」という。)と九州旅客鉄道株式会社(以下「乙」という。)とは、令和2年3月31日付締結の「宮崎駅西口駅前広場の再整備に関する協定」第5条に基づき、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、広場の公共性及び旅客公衆の利便を保持するとともに歩行者、車両等の通行を安全かつ円滑に行うため、管理運営の区分及び方法等を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「施設物等」とは、「施設物」、「都市修景施設」、「大屋根」及び「駅舎前通路」をいう。
- (2) 「施設物」とは、広場内の舗装、排水等の設備をいう。
- (3) 「都市修景施設」とは、照明設備、植栽、時計台、案内看板、シェルター、ベンチ及び車止めをいう。
- (4) 「大屋根」とは、駅ビルから広場内に張り出して設置された大屋根及びその附属設備をいう。
- (5) 「駅舎前通路」とは、駅舎から広場内に張り出して設置された屋内通路及びその附属設備をいう。
- (6) 「保守工事」とは、補修、部分的な変更、撤去及び追加の工事をいう。
- (7) 「施設物の維持」とは、清掃、散水及び排水等に伴う維持をいう。
- (8) 「都市修景施設の維持」とは、照明設備の点検及び照明灯具の取替え、草木の手入れ、時計台、案内看板、シェルター、ベンチ、車止めの維持をいう。
- (9) 「大屋根の維持」とは、大屋根の清掃、点検等をいう。
- (10) 「駅舎前通路の維持」とは、駅舎前通路の清掃、点検等をいう。
- (11) 「許可及び承認」とは、広場内の第三者の占有許可及び使用承認をいう。
- (12) 「営業車乗入承認」とは、バス又はタクシーの乗入承認及び駐車承認をいう。
- (13) 「運用」とは、通常の使用方法の指示、不法使用の監視、特に必要とする場合の警備誘導等をいう。

(広場区域及び土地所有区分等)

第3条 広場の区域、土地所有区分は、別添図面1のとおりとし、財産所有区分は、別添図面2のとおりとする。

(施設物の保守工事)

第4条 施設物の保守工事は、甲、乙協議のうえ行うものとし、前条の土地所有区分に基づき、甲、乙それぞれ施工することを原則とする。ただし、乙の施行工事は、甲、乙協議のうえ甲に委託できるものとする。

2 前項の費用は、前条の土地所有区分により甲、乙それぞれ負担するものとする。

(都市修景施設の保守工事)

第5条 都市修景施設の保守工事は、甲、乙協議のうえ、甲が行うものとする。

(大屋根の保守工事)

第6条 大屋根の保守工事は、甲、乙協議のうえ、乙が行うものとする。

2 前項の費用は、乙が負担するものとする。

(駅舎前通路の保守工事)

第7条 駅舎前通路の保守工事は、甲、乙協議のうえ、乙が行うものとする。

2 前項の費用は、乙が負担するものとする。

(施設物の維持)

第8条 施設物の維持は、第3条に規定する土地所有区分に基づき、甲、乙それぞれにおいて行うものとし、その費用は甲、乙それぞれが負担するものとする。

(都市修景施設の維持)

第9条 都市修景施設の維持は、甲が行うものとする。

2 前項の費用は、甲が負担するものとする。

(大屋根の維持)

第10条 大屋根の維持は、乙が行うものとする。

2 前項の費用は、乙が負担するものとする。

(駅舎前通路の維持)

第11条 駅舎前通路の維持は、乙が行うものとする。

2 前項の費用は、乙が負担するものとする。

(電力料金及び水道料金)

第12条 広場内施設の電力料金及び水道料金は、財産所有区分に基づき甲、乙それぞれ負担するものとする。

(許可及び承認)

第13条 広場区域内における第三者の占有についての許可及び使用についての承認は、甲、乙協議のうえ、第3条に規定する土地所有区分に応じて、それぞれの所有者が行うものとする。ただし、広場区域内の有機的運用を図るため、営業車乗入承認は乙が行うものとする。

(運用)

第14条 広場の運用は、乙が主管することを原則とする。ただし、広場の運用について、変更の必要を生じた場合は、別途甲、乙協議するものとする。

2 前項の費用は、第3条の土地所有区分により甲、乙それぞれ負担するものとする。ただし、イベント開催時等、特に必要とする場合の警備誘導に係る費用は、別途甲、乙協議するものとする。

(自動車整理場)

第15条 自動車整理場は、乙が主管するものとし、その詳細については、甲、乙協議のうえ別途定めるものとする。

(施設物等の改造)

第16条 施設物等の全面的な改造又は機能に変更を伴う改造は、別途甲、乙協議するもの

とする。

(道路区域からの除外)

第17条 広場区域のうち、乙の所有する土地の部分は、道路法第18条に規定する道路区域に編入しないものとする。

(協定の改訂)

第18条 平成7年3月31日付の「宮崎駅西口駅前広場管理協定書」及び平成7年10月2日付の「宮崎駅西口駅前広場の管理運営に関する細目協定書」は、本協定締結と同時にその効力を失うものとする。

(その他)

第19条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義を生じた場合については、その都度甲、乙協議のうえ処理するものとする。

以上の証として、この証書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和2年10月16日

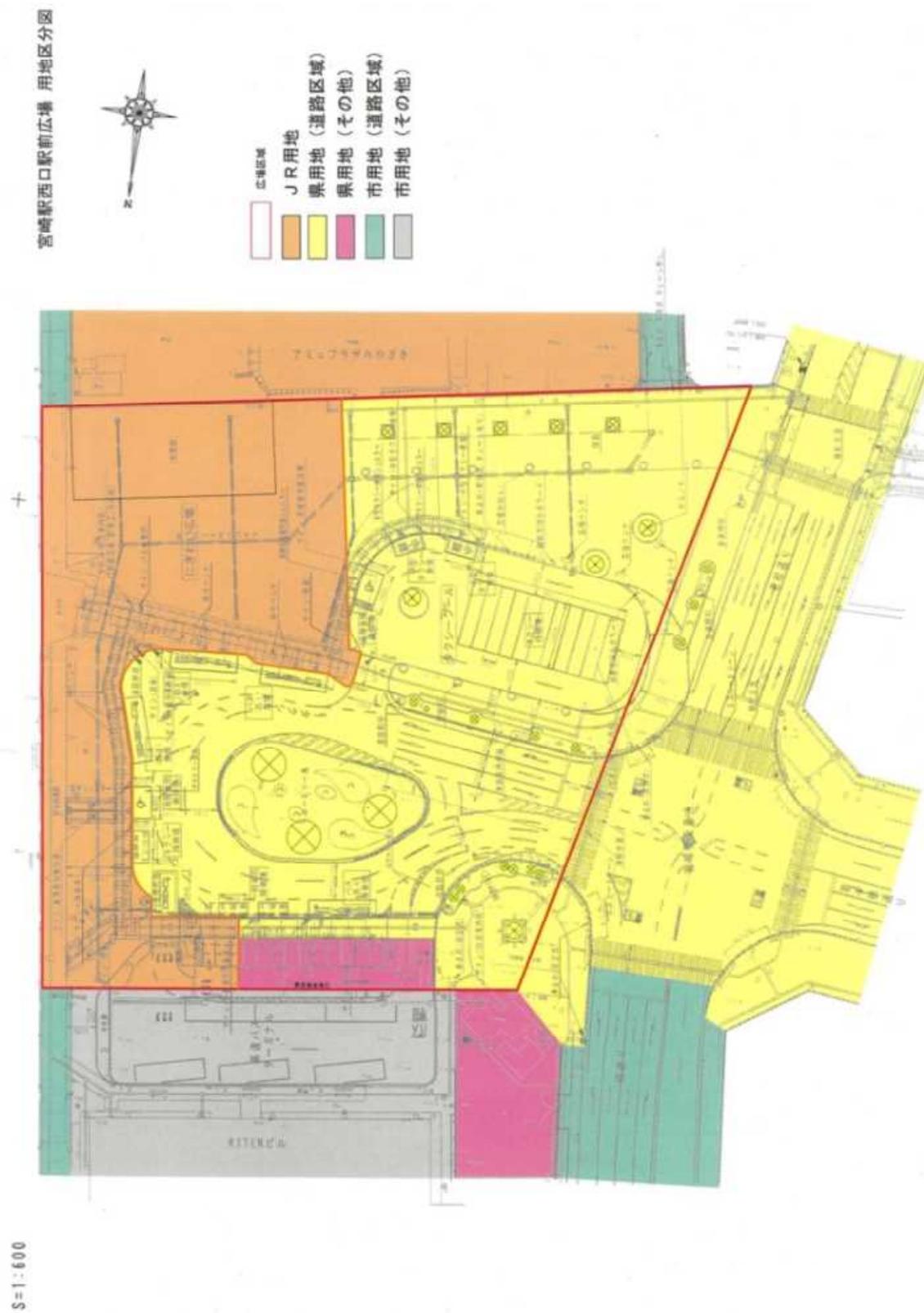
甲 宮崎市橘通東二丁目10番1号
宮崎県
宮崎県知事 河野 俊嗣

乙 福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号
九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 青柳 俊彦



宮崎駅西口駅前広場





宮崎佐土原線(一ツ葉有料道路)公共併用区間の 維持管理に関する覚書

昭和63年7月5日締結

宮崎県(以下「甲」という。)と宮崎県道路公社(以下「乙」という。)とは、一般県道宮崎佐土原線(一ツ葉有料道路)の公共併用区間の維持管理について、次のとおり覚書を交換する。

(目的)

第1条 甲と乙とは、一般県道宮崎佐土原線(一ツ葉有料道路)公共併用区間に係る維持管理を行い、道路の機能保全と円滑な交通の確保及び沿道修景美化を推進するものとする。

(用語の定義)

第2条 この覚書において維持管理とは、道路面の清掃補修、修景樹木等の維持管理及び道路附属物の維持修繕をいう。

2 この覚書において修景樹木等とは、修景植栽地に植栽された樹木、草花及び芝をいう。

3 この覚書において道路附属物とは・排水施設、防護柵、道路標識及び照明施設をいう。

(管理区域)

第3条 甲は乙と共に、次の区間(以下「管理区域」という。)の維持管理を行うものとする。
一ツ葉有料道路の第1平面交差点から第4平面交差点までの1,854メートル

(管理区分)

第4条 維持管理の区分は、次のとおりとする。

甲は、次の維持管理を行う。

(1) 修景樹木等の施肥、剪定、病虫害防除並びに植栽地の除草、芝刈、法面、草刈

乙は、次の維持管理を行う。

(1) 路面の清掃補修(全面補修を除く)

(2) 道路附属物の維持修繕

(3) 修景樹木等の補植

(4) 道路上の障害物の除去

(5) その他甲が行う維持管理以外のもの

(事業計画の協議)

第5条 甲と乙とは、年間の事業計画について年度当初及び随時に協議を行い、作業の円滑な実施を図るものとする。

(道路工作物の保護)

第6条 甲と乙とは、管理に起因して道路工作物(修景樹木等を除く)に損傷を及ぼしたときは、各自の責任において工作物の原状回復及び保護の措置をとるものとする。

(協議)

第7条 この覚書に定める事項について疑義が生じた場合及びこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

昭和63年7月5日

甲 宮 崎 県
土 木 部 長

乙 宮崎県道路公社
常 務 理 事

※本覚書にある区間は、一ツ葉有料道路の起点から1,854mの区間で、有料でない一般車両が交通量の約80%を占めることから、公共併用区間となっている。

※宮崎佐土原線は平成6年4月1日から宮崎インター佐土原線の一部に取り込まれている。



宮崎インター佐土原線（一ツ葉有料道路）

宮崎インター佐土原線(一ツ葉有料道路)公共併用区間の 維持管理に関する覚書に基づく確認書

宮崎県(以下「甲」という。)と宮崎県道路公社(以下「乙」という。)とは、主要地方道宮崎インター佐土原線(一ツ葉有料道路)の公共併用区間の維持管理について、昭和63年7月5日付の覚書(以下(覚書)という。)第7条に基づき、次の事項を定める。

(管理区域)

第1条 第4平面交差点(1.8km付近)の立体交差も事業化されていることから、第3平面交差点(起点から1.3km地点)から第4平面交差点までの区間の維持管理は、分担せず、全て乙が行う。

(管理区分)

第2条 覚書に定めのない全面補修のうち、車道舗装、歩道舗装、区画線、橋梁伸縮継手、支承、道路法面の維持補修は、甲が行う。

但し、道路の形状変更を伴う場合は、別途協議するものとする。

この確認書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成11年1月29日

甲 宮崎県土木部
道路保全課長

乙 宮崎県道路公社
事務局 長



宮崎佐土原インター線 第3平面交差点付近

シーガイainterチェンジの維持等に関する協定

宮崎県(以下「甲」という。)と宮崎県道路公社(以下「乙」という。)は、県道宮崎インター佐土原線・一ツ葉有料道路北線シーガイainterチェンジ(以下「シーガイainterチェンジ」という。)の維持及び費用負担について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1

第1条 この協定は、道路の機能保全、円滑な交通の確保及び沿道修景美化を推進するたため、維持区分、方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定道路)

第2条 この協定の対象となる道路は、次のとおりとする。

名称 県道宮崎インター佐土原線・一ツ葉有料道路北線シーガイainterチェンジ

区間 宮崎市山崎町字浜山415番20地先から同市大字塩路字浜山3085番10地先まで

区分 甲に属する区域別添図面の赤色部分

乙に属する区域別添図面の黄色部分

(用語の定義)

第3条 この協定において「維持」とは、次に掲げる行為又は工事をいう。

- (1) 道路の清掃、除草及び修繕
- (2) 修景植栽地に植栽された樹木、草花及び芝の維持
- (3) 排水施設、交通安全施設及び照明施設の維持及び修繕

(維持等)

第4条 シーガイainterチェンジの維持は、乙に属する区域については乙が行い、甲に属する区域については、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)第21条第2項第1号の規定に基づき甲が乙に委託して行うものとする。

(費用の負担)

第5条 シーガイainterチェンジの維持に要する費用は、第2条に掲げる区分に応じてそれぞれ負担することとし、甲が乙に委託料を支払うものとする。

(応急措置)

第6条 甲に属する区域が災害等を受けた場合において、緊急を要するときは、乙は応急措置を行うことが

できる。この場合において乙は、事後速やかに甲に通知するものとする。

2 前項の規定による応急措置に要する費用については、前条の規定によるものとする。

(協定の効力)

第7条 この協定は、平成8年4月1日から効力を生ずるものとする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲・乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通難成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成8年3月1日

甲 宮 崎 県 知 事

乙 宮崎県道路公社副理事長

「シーガイアインターチェンジの維持等に関する協定」の確認事項

宮崎県(以下「甲」という。)と宮崎県道路公社(以下「乙」という。)とは、「シーガイアインターチェンジの維持管理に関する協定」の運用について次のとおり確認する。

第5条(費用の負担)のうち「除草」「樹木、草花及び芝の維持」に係る委託料について

- (1) 委託料の積算は、甲で定めた「沿道修景擬算基準」に拠るものとする。
- (2) 設計数量については、原則として別表「シーガイアインター管理総括表」に拠るものとし、大幅な変動が生じる場合は甲、乙協議するものとする。



一ツ葉有料道路シーガイアインターチェンジ付近

一般国道220号宮崎市市街地の修景植栽地の管理に関する覚書

平成7年4月5日締結

建設省宮崎工事事務所(以下「甲」という。)と宮崎県(以下「乙」という。)とは、一般国道220号の沿道修景について、次のとおり覚書を交換する。

(目的)

第1条 甲と乙は、一般国道220号の修景樹木等の管理その他の沿道修景事業の推進に努めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 修景植栽地中央分離帯の植栽地をいう。
- (2) 修景樹木等修景植栽地に植栽された樹木、草花及び芝をいう。
- (3) 修景樹木等の管理修景樹木等に係る施肥、剪定、散水、病害虫の駆除、除草及び補植をいう。
- (4) 高木3.0m以上の樹木

(管理)

第3条 一般国道220号の宮崎市橋通3丁目から宮崎市役所前交差点及び宮崎市橋橋北詰めから宮崎市中村交差点での区間の修景植栽地における甲と乙の管理の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲の管理の内容
 - 甲の所有する修景樹木等の内、高木に係る管理
- (2) 乙の管理の内容
 - ア 乙の所有する修景樹木等の管理
 - イ 甲の所有する修景樹木等の内、高木以外に係る管理

(植栽台帳の作成等)

第4条 甲と乙は、前3条の区間において甲と乙がそれぞれ所有する修景樹木等に係る植栽台帳を作成し、甲と乙がそれぞれ一部ずつ保管するものとする。

(事業計画の協議等)

第5条 甲と乙は、沿道修景及び道路の新設、改築等の事業計画について、年度当初及び随時に協議を行い、事業の円滑な実施を図るものとする。

(道路工作物の保護)

第6条 甲と乙は、沿道修景事業に起因して道路工作物に損傷を及ぼしたときは、各自の責任において、工作物の原状回復及び保護の措置をとるものとする。この場合において、当該措置に伴う作業が軽易なものであるときは、道路法(昭和27年法律第180号)第24条の承認及び同法第32条の許可を要しないものとする。

(修景樹木等の移植等の措置)

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、乙に工事の中止、修景樹木等の移植及び撤去等適切な措置を求めることができる。

- (1) 道路に関する工事(道路法第12条の国道の新設又は改築、同法第13条第1項の国道の維持修繕、同法第22条第1項の道路に関する工事又は道路の維持、同法第23条第1項の工事、同法第24条の道路に関する工事又は道路の維持、同法第32条及び第35条の道路の占用並びに同法第40条の道路の原状回復をいう。)が生じた場合。

(2) 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合。

(原状回復等)

第8条 修景樹木等が、災害又はその他の行為により被害を受けた場合は、甲乙各自の責任において、原状回復等を行うものとする。

(管理の状況調査)

第9条 沿道修景の管理の徹底を図るため、甲乙合同で、随時、管理区域のパトロールを実施し、相互の連絡を図るものとする。

(協議)

第10条 この覚書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成7年4月5日

甲 建設省宮崎工事事務所
所 長

乙 宮崎県
宮崎県知事



国道220号 宮崎市橘通

一般国道220号堀切峠付近(18k800m～19k100m)の
フェニックス補植に伴う維持管理に関する覚書

国土交通省宮崎河川国道事務所宮崎維持出張所長(以下「甲」という。)と宮崎県宮崎土木事務所長(以下「乙」という。)とは、一般国道220号堀切峠付近のフェニックス補植に伴う維持管理について、次のとおり覚書を交換する。

(適用箇所)

第1条 この覚書は、国道220号堀切峠付近の別添平面図に表示した部分とする。

(管理区分)

第2条 甲及び乙は、次の各号に定める区分により維持管理を行うものとする。

- (1) 既存フェニックスの維持管理甲
- (2) 補植フェニックスの維持管理乙
- (3) 石碑の維持管理乙

2. 甲及び乙は、前項に定める区分を現地立会のうえ確認するものとする。

(費用負担)

第3条 維持管理に要する費用は、第2条の規定により当該維持管理を行う者が負担するものとする。また、道路管理者が行う工事に伴い移設及び撤去等が生じた場合は、乙の負担において速やかに対処するものとする。

(応急の災害復旧)

第4条 当該地が災害及び被害を受けた場合において、緊急を要するときは、本規定にかかわらず、甲又は乙は応急の復旧を行うことができるものとする。

この場合において、事後すみやかにこの旨を相手方に通知するものとする。

(第三者への損害)

第5条 維持管理が原因で第三者に損害を及ぼした場合は、管理区分に従い甲及び乙の各々の責任において措置するものとする。

(その他)

第6条 この覚書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの覚書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

この覚書を証するため本書2通を作成し、甲・乙各々記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成18年7月10日

甲 国土交通省宮崎河川国道事務所
宮崎維持出張所長

乙 宮崎県
宮崎土木事務所長

フェニックス補植位置図



(2) 道路植栽管理に関する協定書及び管理区分等一覧表

宮崎県沿道修景美化条例(昭和44年4月1日制定)及び宮崎市景観条例(平成19年9月28日制定)に基づいた以下の協定書及び覚書がある。

A) 一般国道10号及び220号の沿道修景に関する協定書(基本協定)		甲: 国土交通省、乙: 宮崎県、丙: 宮崎市、丁: 宮崎交通、可: 宮崎県道路公社	
協定名	管理区間	樹木の所有者	維持管理者
一般国道10号及び220号の沿道修景に関する協定書 (S46年4月1日締結～H18年4月3日改正) 対宮崎河川国道事務所長	10号 児湯郡都農町大字川北町境から都城市平塚町県境まで 220号 宮崎市橋通3丁目から由布町大字高松果境まで	甲	甲
一般国道10号の沿道修景に関する協定書 (H5年4月6日改正) 対延岡河川国道事務所長	10号 延岡市北川町大字川内名字郷果境から日向市美々津大字高松字前の原市境まで	乙	乙
B) A) を基にした協定及び覚書			
協定名	管理区間	樹木の所有者	維持管理者
一般国道220号宮崎南バイパスの修景植栽地管理に関する覚書及び運用 (S54年12月7日制定～H5年4月6日改正)	宮崎市中村交差点から宮崎市熊野交差点まで	甲 切土、盛土法面	乙 甲
日南海岸国道公園ロードパーク完成のための協定書 (S46年4月6日締結～H18年4月3日廃止)	宮崎市熊野交差点から日南市新輪戸トンネル北口まで	甲 乙 丁	甲 乙 丁
一般国道220号宮崎市街地の修景植栽地の管理に関する覚書 (H7年4月6日締結)	宮崎市橋通3丁目から宮崎市役所前交差点 橋通北詰から宮崎市中村交差点(中央分線帯)	樹木 甲 花 乙	高木 甲 高木以外 乙
宮崎佐土原線※(一ツ葉有料道路)公共併用区間の維持管理に関する覚書 (S3年7月5日締結) ※現 宮崎インター佐土原線	一ツ葉有料道路の第1平面交差点から第4交差点までの 1,854m	乙	乙 可
シーガイアインターチェンジの維持等に関する協定 (H8年3月1日締結)	宮崎市山崎町字浜山415番20地先から同市大字塩路字浜山3085番10地先まで	乙	乙 (可に委託)
一般国道220号榎切峠付近(186,800m～194,100m)のフェニックス植栽に伴う維持管理に関する覚書	国道220号榎切峠付近 距離標18,96m～19,16m	甲 乙	甲 乙
一般国道10号及び一般国道220号の修景植栽地の植栽並びに管理に関する覚書(H2年9月18日改正)	1) 一般国道10号橋通西3丁目～宮崎市高松5丁目(キヤブ植栽地) 2) 宮崎市橋通1丁目(交通島)	甲 丙 丙	甲 丙 丙
橋通維持管理協定 (H4年12月16日締結)	橋通3丁目から橋通1丁目	歩道植栽林のツバキ 歩道植栽林の花	甲 丙 商店街

